

電子記録債権の

会計処理

仕訳パターン集



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年3月作成時点のものであり、変更される可能性があります。
ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

電子記録債権の会計処理 仕訳パターン集

「電子記録債権（でんさい）」は、電子債権記録機関の原簿に発生記録をすることで効力が発生する、新しいタイプの金銭債権です。現物の受け渡しが必要ないため、盗難や紛失のリスクを避けられるほか、債権の可視化により二重譲渡などのリスクも回避できるメリットがあります。

また、従来の手形と異なり「分割して譲渡」ができる点も、実務上の大きな特徴です。

会計実務では、発生時・譲渡時・決済時のそれぞれで仕訳が必要になります。

電子記録債権が活用されるシーン

取引先への支払いとして手形の代わりに使用したいとき

売掛債権を分割して、その一部だけを他社の支払いに充てたいとき

電子記録債権・債務の勘定科目

パソコンを使ったデータ送受信のみで、事務作業を効率化したいとき

電子記録債権・債務の勘定科目

項目	勘定科目	属性	概要
代金の受け取り側（債権者）	電子記録債権	資産	電子債権記録機関に記録された代金を受け取る権利。
代金を支払う側（債務者）	電子記録債務	負債	電子債権記録機関に記録された代金を支払う義務。

電子記録債権の仕訳パターン集

1

1 発生時の仕訳

まず売掛金・買掛金を計上し、電子記録の手続き完了後に「電子記録債権（債務）」へ振り替えます。

■ 【受取側】 売掛金20万円を電子記録債権へ振り替えた場合

借方科目	金額	貸方科目	金額	摘要
電子記録債権	200,000円	売掛金	200,000円	売掛金の電子記録債権振替

■ 【支払側】 買掛金20万円を電子記録債務へ振り替えた場合

借方科目	金額	貸方科目	金額	摘要
買掛金	200,000円	電子記録債務	200,000円	買掛金の電子記録債務振替

2 譲渡・割引時の仕訳（分割利用を含む）

電子記録債権は、必要な金額だけを分割して支払いに充てたり、割り引いたりすることが可能です。

■ 【譲渡】 債権20万円のうち、7万円分を分割して買掛金の支払いに充てた場合

借方科目	金額	貸方科目	金額	摘要
買掛金	70,000円	電子記録債権	70,000円	電子記録債権の部分譲渡

■ 【割引】 残りの債権13万円を割り引き、割引料1万円を差し引かれた残額が入金された場合

借方科目	金額	貸方科目	金額	摘要
当座預金	120,000円	電子記録債権	130,000円	電子記録債権の割引
手形売却損	10,000円			

1 決済時の仕訳

支払期日が到来すると、指定の銀行口座から自動的に引き落とし（または入金）が行われます。

- 【受取側】 債権15万円が期日に自動決済され、口座に入金された場合

借方科目	金額	貸方科目	金額	摘要
普通預金	150,000円	電子記録債権	150,000円	電子記録債権の決済

- 【支払側】 債務15万円が期日に自動決済され、口座から引き落とされた場合

借方科目	金額	貸方科目	金額	摘要
電子記録債務	150,000円	普通預金	150,000円	電子記録債務の決済

電子記録債権を扱う際のポイント

紛失リスクがない

データは電子債権記録機関の原簿で管理されるため、現物の管理や盗難の心配がありません。

人的抗弁の切断

原則として「支払った・支払っていない」の水掛け論が切断されるため、トラブルを回避しやすい性質を持ちます。

分割の柔軟性

手形では不可能だった「一部のみ譲渡」ができるため、資金繰りの管理が効率化されます。

コスト削減

電子記録債権は電子的な記録であることから原則として印紙税は非課税です。また、これまで現物の郵送にかかっていた郵送料なども不要となります。